

資料室所蔵旧公図の概要

市史資料室では、字毎に土地の区画と地番を記入した地籍図(旧公図、旧土地台帳附属地図)を所蔵公開している。旧公図については、その役割を終えたものの、現在でも土地関係の様々な場面で参考にされるため、参考文献掲載の書籍など解説も多く出ている。しかし、それぞれの地域固有の事情により様々であるので、ここに簡単な概要を紹介し、利用の便に供したい。

なお、以下の概要は、資料室作成の目録記載内容に拠っており、あらためて全資料にあたったものではないので、見落としも多いと思われる。また、法務局所蔵の旧公図を確認していないので、当該資料群のみの観察による。

旧公図の目録化

二〇〇一(平成一三)年、各区役所から移管された(一部は後年)旧公図は、区ごとに「旧公図(〇〇区)」として1から番号を付し目録を作成した。全件数は四五三四件、そのうち索引図等を除くと四五二一件となる(表1)。これらの資料の状態はさまざまであるが、大多数が折りたたまれて表紙がつけられており、長く業務で使用された中で加筆訂正、貼り紙、裏打ち、セロハンテープなどによる修復、表紙の付け替えなどが行われている。頻繁に使われた図面は、折り目の痛みなども目

表1 資料室所蔵旧公図の概要

区名	件数	区名	件数
鶴見区	342	金沢区	211
神奈川区	323	港北区	411
西川区	159	緑区	240
中川区	126	青葉区	411
南港区	178	都築区	364
保土ケ谷区	167	戸塚区	287
旭区	177	栄区	288
磯子区	337	泉区	182
	142	瀬谷区	166
		合計	4,511

注：索引類は除く。

立つ。そのため、閲覧用に複製作業を進めており、昨年度までに、磯子・港南・保土ケ谷区と南区の一部の五二一件の複製を作成した。

昭和期以前の旧公図

一八八四(明治一七)年土地台帳の採用、八九年土地台帳規則により、土地台帳と附属地図が備え付けられた。このための新たな地押調査や地図更正が指示されたが、神奈川県では、地租改正時の地図に貼り紙訂正等のみで附属地図に充てられた(佐藤甚次郎『神奈川県明治期地籍図』)。

当資料群にも、地租改正時かそれに近い時期の複写が残っているが、件数は全体の割に満たない。区別で見ると、鶴見・金沢・緑・青葉・都筑の各区で、鶴見区を除くと、一九三六(昭和一一)年第四次、三九年第六次合併



写真1 「切絵図 甲号 小山村(四枚ノ内)」、旧公図(緑区)No.143
現在の緑区小山町、上端は恩田川。

の地域であり、それぞれ、合併前の町村から引き継がれている。おそらく現在は残っていない町村分でも、合併時には引き継がれているはずであり、新図作成後に不要図として廃棄された場合もある。三八年「区役所文書編纂保存規程」では、税務係の第一種(永年保存)として「土地台帳及附属地図」があり、同規程第十二条には「略」保存期間中ノ文書ニシテ保存ノ必要ナシト認ムルニ至リタルモノハ庶務係長之ヲ精査シ廃棄ノ手続ヲ為スヘシ」と規定されている(以後の規程でも同様)。

記載内容は、写真1の例では、漢数字の地番、地目、面積が記載され、田・畑・宅地・社地・川・山・道・墓所が色分けされて、右下には代議人・担当・村用掛の署名がある。また、別の村では等級は貼り紙で示され、色分けは土地区画の枠のみであり様々であった。一方で一九二七(昭和二)年より前の市域では、明治期の旧公図は残っていない。これは二三年の関東大震災により焼失してしまったからである(以下『横浜震災誌(未定稿)』第三冊)。

周知のように横浜市役所は震災で焼失し書類を失い、横浜市・久良岐郡の土地台帳正本(附属地図も)を保管していた横浜税務署も焼失、登記事務を行っていた裁判所も焼失し登記簿が失われた。その後、大正五年現在の土地台帳を標準として、土地に関する資料が発見されたので、それを利用して土地台帳及び附属地図が作成され、自己申告により補訂された。「発見」された資料は、一九一六(大正五)年藤木測量事務所発行の土地宝典か、それに関する資料であったと思われる。横浜市では、二五年に横浜税務署の正本から謄写副本を作成した。このうち、資料室では、二七年区制施行時に中区に属し、現在は西区に属している地域分三八点を所蔵しており、その他、現在の中区分九〇点を横浜都市発展記念館が所蔵している(『ハヤNewsLetter』第六号)。何れも軸装で、破損が甚だしいものが多い。記述は地番(算用数字)、地目、宅地等級で、道路等の色分けは三二年のものと同様にされていた。

昭和期の旧公図

時期別に見て点数が多いのは、約六割を占める昭和初期の旧公図である。

震災後に公図は再製されたが、後述のように、同時期には、震災復興土地区画整理事業が進められており、終了後、整理地区を中心に町界町名地番整理が行われた(一九二八年九月)。そのため区画・町名地番等が大幅に変更された。その後、三二(昭和七)年に全市域の謄写副本が作成された。このときに作成された公図が、鶴見・神奈川・西・中・南・港南・保土ヶ谷・旭・磯子・港北の各区分一五五件ほど残っている。記載内容は、町名・地番、凡例、昭和七年七月に謄写した旨を書いたラベルを貼付し(写真2右上)、各筆に地目、算用数字の地番、凡例に示されている道路・水路・堤塘墓地・無租地の色分けがされていた。

この後は、合併をした地域の副本が作られていく。一九三八年には、三六年合併の鎌倉郡永野村、久良岐郡金沢町・六浦荘村の分が謄写され(港南区六四件、金沢区七三件、南区一件)、一九四〇～四一年には、三七年合併の日吉村の一部、三九年に合併した山内村・中川村等の都筑郡の村々、瀬谷村・中川村等の鎌倉郡の村々の地域の副本が作られている。なお、合併した地域のうち、当時の港北区は、三七年七月設置の神奈川税務署の管轄であったので同署備付図を、それ以外は横浜税務



写真2 昭和七年七月謄写の公図 旧公図(港南区)No.14
現在の港南区大久保二丁目付近、下方向が北になる

署備付図の謄写であった。記載内容は、三二年と基本的に同様であった。

第二次大戦末期の空襲では、鶴見区役所が焼失したが、各区役所の土地台帳副本・附属地図は事前に疎開させてあり無事であった(本誌第七号)。

一九五〇年代初め、地租は、シャウプ勧告による税制改革で市町村税として新設された固定資産税へ移行し、土地台帳・附属地図は税務署では不要となつて法務局へ移管されている。

この時期における土地区画の大きな変更の一つに、震災復興土地区画整理事業がある。これは昭和二〇年代から始まり、事業名が変わって換地処分が昭和五〇年代となった地区もあった

(『横浜の二〇のまち』)。例えば、南区中村町地区では、一九四六年八月二六日都市計画決定、四八年一月一七日設計認可であったが、密集地域で要移転建物が多かったために換地処分は七〇年三月五日となった。当資料群には、同年三月六日付の中村町一(五・八幡町の計一四点の整理図が存在する。

また、同じく区画の変更がある土地改良事業では、戸塚区小雀町などの換地図が含まれている。

一九五八年から行われた町界町名地番整理などでも、大きな変更があった。

震災復興土地区画整理事業と旧公図

一九二五年謄写公図と震災復興土地区画整理事業について、実際の旧公図に即して見ていこう。

区画整理は、全部で一三地区において行われた(『横浜復興誌』第二巻)。このうち、現西区に属する地区は一(三・六・七)で、六・七は区制施行時には大部分が旧神奈川区に属し(↓中区↓西区)、大正末の公図は残っていない。この事業の換地登記は二七年以降になるので、この旧公図は区画整理以前の状況を示していると考えられる。

具体的に見ると、第一地区は「西戸部町字扇田、宮ノ前、池ノ坂、塩田、横枕、西ノ原の各字の一部及西ノ前の全部を抱合する」、現在の西区役所や西前小学校などがある地域である。この地域に属する「西戸部町西ノ前」の旧公図(写真3、資料番号一二六)を見



図1 第一地区土地区画整理現形図
(『横浜復興誌』第2巻)
黒枠が旧公図(西区)No.126の範囲

ると、図1「区画整理現形図」の囲みに該当している。個々の土地区画は、「現形図」では道路が追加されており、それに分断されている土地はあるが、ほぼ対応している。この公図は、先述のように一九一六年頃の資料を参考に作成された不完全なものなので、区画整理前の現形を記録した図の方が、当時の現状を反映したものであった。それでも、区画整理前の状態を示す数少ない資料の一つといえよう。

次に同じ地域の一九三二年公図によって区画整理後を見てみよう(写真4)。上部中央の広い土地は西前小学校の敷地で、区画整理前にも小学校用地だったが面積は整理後の方が広い。また、右端に西戸部小学校の敷地があったが、整理後には移転している。道路は縦横となり幅が広がり、区画整理の状況がよくわかる。なお、二八年町界町名地番整理事業によって町域が変わり、旧



写真4 1932年謄写旧公図 旧公図(西区)No.79,80部分合成

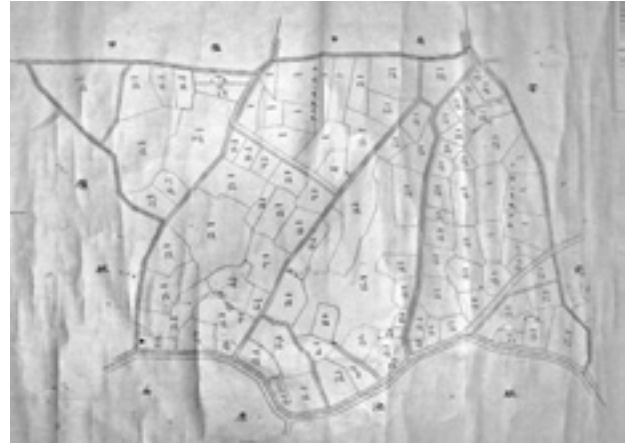


写真3 1925年謄写「西戸部町西ノ前」(部分) 旧公図(西区)No.126

町界町名地番整理事業と旧公図

この事業は、その名のとおりに、町の境界や町名・地番を変更し、整然と分りやすくする事業のことである。

昭和初期では、区画整理地区を中心に一九二八年九月に実施した第一期、その後、数回にわたって市内各所で実施した第二期がある(三二年一月神奈川県青木方面、三三年四月本牧根岸方面、三五年七月西戸部中村町方面、三六年一月井土ヶ谷浅間町子安北方町諏訪町方面、三九年七月金沢方面、四〇年一月保土ヶ谷町方面、四一年四月潮田方面、四三年二月白幡方面)。

第一期では、区画整理の直後に町界町名地番整理が行われ、短期間のうちに町名・地番等が再度変更されたので、関係者は大変困惑したようである(『横浜市事務報告書』昭和四年)。第二期の場合は、町界は「従来ノ字界ヲ尊重ス

ルト共ニ将来ノ発展ヲ予想シ適當ニ二分合」(『横浜復興誌』第二巻)とされており、公図の多くは訂正のみで対応できたとと思われる。

三二年七月謄写公図では、第一期は反映されているはずであり、第二期の初回も同様で、神奈川県青木方面の旧公図を見ると反映されている。しかし、それ以後は新しく作るか(謄写するか)、訂正が必要となる。

この点を前と同じく西区の旧公図で見ると、三五年整理事業実施の「久保町字林越・大丸・外荒具」(資料番号九六)では、表紙のタイトルには紙を貼り訂正(表紙に直に鉛筆で訂正もされている。書き込みの時期は不明)、算用数字の元の地番は朱書きで抹消し漢数字で新しい地番を書き込み、町名も朱書きで抹消し新しい町名は朱書きしている(後の住居表示の際にも、町名を訂正している)。資料室の目録では、資料上で読み取れるものをタイトルとしているので、貼り紙が破損しているものは旧町名字名などをタイトルとしている。町名地番から目録を検索する場合、注意が必要である。

「事務報告書」では「整理後ノ改訂公図面百二十冊ヲ新製シ表装製本シテ六十冊ヲ税務署ニ交付シ他ノ六十冊ハ当局ノ原本トシ保留スル」(一九三二年)ある。三三年・三六年にも同様の記述があり、この事業の際に横浜市では、吏員が税務署に赴いて土地台帳の整理

を行うと共に、整理後の改訂公図を二部ずつ作成して、税務署と市役所で保管していたことがわかる。しかし、区役所で使用されていた当資料群には、これらの公図は存在せず、担当部局の土木局における保存原本であった。

閲覧に際して

ここで紹介した旧公図は閲覧に供しているが、状態が悪いもの、破損のおそれがあるものについては、閲覧をお断りすることもある。また、一部に大きな図があるが、資料室内に広げられる十分な場所がなく、原則として閲覧には供していない。複製が完成しているものについては、複製による閲覧となる。閲覧の際には、事前連絡をお願いする。これは、先の事情から、閲覧に供することができかどうか資料のチェックが必要なこと、複製作業を行っているので、一時的に閲覧できない資料があることなどの理由からである。

なお、原資料の複写は、業者対応の部分複写のみで、カメラ等による閲覧者の複写は認めていない。

【参考文献】

佐藤甚次郎『神奈川県明治期地籍図』晩印書館、一九九三年、同公図 読図の基礎(古今書院、一九九六年)、内山勝朗『神奈川県耕地整理事業のすべて』(一九九八年)、『横浜市町区域要覧』(横浜市市民局、一九七六年)。税務大学校研究部編『税務署の創設と税務行政の100年』(大蔵財務協会、一九九六年)。